（S）―三―ヒドロキシ―一―オクテニル〕―五―オキソシクロペンチル〕ヘプト―五―エノ酸一〇ｍｇ以下を含有する膣剤

七十八の九～百三　（略）

百三の二　三―〔（四Ｓ）―八―ブロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四Ｈ―イミダゾ［一・二―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン―四―イル〕プロピオン酸メチル（別名レミマゾラム）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一バイアル中三―〔（四Ｓ）―八―ブロモ―一―メチル―六―ピリジン―二―イル―四Ｈ―イミダゾ［一・二―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン―四―イル〕プロピオン酸メチルとして五〇ｍｇ以下を含有する注射剤を除く。

百三の三・百三の四　（略）

百四～百二十六の二　（略）

百二十六の三　三―［（三Ｓ・四Ｒ）―三―メチル―六―（七Ｈ―ピロロ［二・三―ｄ］ピリミジン―四―イル）―一・六―ジアザスピロ［三・四］オクタン―一―イル］―三―オキソプロパンニトリル（別名デルゴシチニブ）及びその製剤。ただし、三―［（三Ｓ・四Ｒ）―三―メチル―六―（七Ｈ―ピロロ［二・三―ｄ］ピリミジン―四―イル）―一・六―ジアザスピロ［三・四］オクタン―一―イル］―三―オキソプロパンニトリル〇・五％以下を含有する軟膏を除く。

百二十六の四～百二十六の九　（略）

百二十七～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～五十四　（略）

五十五　Ｎ―［（三Ｓ）―一―［三―（三―クロロ―四―シアノフェニル）―一Ｈ―ピラゾール―一―イル］プロパン―二―イル―四Ｈ―イミダゾ［一・二―ａ］［一・四］ベンゾジアゼピン―一―イル〕プロピオン酸メチルとして五〇ｍｇ以下を含有する注射剤を除く。

七十八の九～百三　（略）

（新設）

百三の二・百三の三　（略）

百四～百二十六の二　（略）

（新設）

百二十六の三～百二十六の八　（略）

百二十七～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～五十四　（略）

（新設）

五十五～百八十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。